

普通預金規定 新旧対照表

改訂前	改訂後
<p>1. (反社会的勢力との取引拒絶)～19. (休眠預金等代替金に関する取扱い) 記載省略</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>20. (規定の変更)</p> <p>(1)この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2)前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p> <p>(追加)</p>	<p>1. (反社会的勢力との取引拒絶)～19. (休眠預金等代替金に関する取扱い) 記載省略</p> <p>20. (未利用口座管理手数料)</p> <p>(1)未利用口座管理手数料は、当行が別途定める未利用口座が対象となります。</p> <p>(2)この預金口座は、当行が別途定める一定の期間預金者による所定のご利用がない場合には、未利用口座となります。</p> <p>(3)この預金口座が、未利用となった場合には、当行はこの預金口座から、払戻請求書によらず、当行の定める未利用口座管理手数料の引落を開始することができるものとします。また、残高不足により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、残高を未利用口座管理手数料の一部として充当のうえ、何らの通知をすることなく当行所定の方法により、解約することができるものとします。</p> <p>(4)お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、その理由の如何を問わず、ご返却いたしません。また、前項に基づいて解約した口座について再利用することはできません。</p> <p>21. (通帳レス口座への変更)</p> <p>(1)通帳レス口座とは、「通帳レス口座規定」に定める、通帳を発行しない預金口座をいいます。</p> <p>(2)通帳レス口座以外の預金口座を開設していた場合であっても、「通帳レス口座規定」第2条第2項に該当する場合には、当行所定の手続きで預金者へ通知を行ったうえで、預金者の同意を得ることなく、この預金口座を通帳レス口座に変更することができるものとします。</p> <p>(3)通帳レス口座に関する定めは、「通帳レス口座規定」を準用するものとします。</p> <p>22. (規定の変更)</p> <p>(1)この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2)前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p> <p>附則 未利用口座管理手数料のご説明</p> <p>1. (未利用口座となる口座)</p> <p>(1)最後のお預入れまたは払戻し等(当行からの利子の支払に係るものおよび未利用口座管理手数料の引落しを除きます。)から2年以上、一度もお預入れまたは払戻し等がない普通預金口座(総合口座を含みます。)を未利用口座としてお取扱いたします。ただし、次の場合は未利用口座の対象外です。</p> <p>①当該口座の残高が1万円以上である場合</p> <p>②当行からのお借入れがある場合</p> <p>③当行の同一支店(同一顧客番号)で他に金融資産(普通預金を除き、定期預金、積立型定期預金、定期積金、財形預金、投資信託、外貨預金、国債等)が1万円以上ある場合</p> <p>※盗難、紛失などでご利用を停止されている口座も未利用口座管理手数料の対象となりますのでご注意ください。</p> <p>(2)前項の未利用期間の起算日は次のとおりとします。</p> <p>①令和4年5月31日までに開設された口座 …令和4年9月1日または第18条第1項1号または2号に定める日</p> <p>(以下「最終異動日」という)の翌日のいずれか遅い方</p> <p>②令和4年6月1日以降に開設された口座 …最終異動日の翌日</p> <p>2. (口座の自動解約)</p> <p>(1)未利用口座の残高が未利用口座管理手数料未満の場合には、当該残高を以て未利用口座管理手数料の一部として充当し、同口座を何らの通知をすることなく自動的に解約させていただきます。</p> <p>(2)一部または全額ご負担いただいた未利用口座管理手数料のご返却、およびご解約させていただいた口座の再利用には応じかねますので予めご了承ください。</p>

<p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>※未利用口座の残高以上のご負担はございません。 ※口座の自動解約に際して、預金者のお手続きは一切ございません。</p> <p>3. (未利用口座から未利用口座管理手数料をいただくまでの流れ)</p> <p>預金者の口座が「未利用口座」となった場合</p> <p>(1)未利用口座となった口座をお持ちの預金者へ、事前に文書にて、お届けの住所に「ご案内」を差し上げます。</p> <p>(2)このご案内により口座をご確認いただき、再度ご利用いただくか、ご利用の予定のない場合はご解約されることをお勧めします。</p> <p>(3)このご案内を差し上げて一定期間(3カ月)以内に、再度利用されるか、ご解約されますと、未利用口座管理手数料はかかりません。</p> <p>(4)このご案内を差し上げて一定期間(3カ月)経過後におきましても、ご利用もしくはご解約のお手続きのない未利用口座に対しましては、未利用口座管理手数料を引落しさせていただきます。</p> <p>※預金者から届出のあった氏名、住所にあてて送付した「ご案内」が延着または到着しなかった場合でも通常到達すべき時に「ご案内」が到着したものとみなします。</p> <p>※未利用口座管理手数料の取扱について変更がある場合は、当行ホームページへの掲載またはその他相当の方法でお知らせします。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
---------------------------------------	--